

興福寺所蔵聖教の紙背文書

歴史研究室

興福寺所蔵の聖教には、紙背文書があるものが比較的多くみられる。その主要なもの一部は、『奈良六大寺大觀』等で紹介され、奈良国立文化財研究所年報でも、1960・1970・1981・1983・1984各年報において紹介されている。

今回もそれに引き続いて、興福寺所蔵の聖教の紙背文書のうち、鎌倉時代のものについての翻刻を行うものである。

経箱第十函には、維摩会関係の論議草が9点収録され、そのうち6点に紙背文書がある。経箱第十函に収められている聖教はすべて鎌倉時代のものである。そのうち、建久四年（1193）の具注暦をもつ正治二年（1200）書写の論議草や弘安九年（1286）の具注暦をもつ第七品數尋思別用のごとく、具注暦の紙背に書かれた聖教も存在するが、文書の紙背に書かれた聖教も多い。

「論議草（成定為簡於此立二所）」（第10函2号）は、建長五年（1253）六月十日三松末葉承遍書写にかかるもので、表紙を含み15紙あるが、紙背文書は第9紙目を除きすべてにある。その紙背文書が、[1]の(1)から(14)の文書である。釈文掲載の順序は聖教の巻首からの順にしたがっているが、いずれも書状で、年付きのあるものはない。しかし、紙背書状の日付けについてみると、三月二十三日から四月四日の間に限られ、一連の書状もしくは一括の書状と考えられ、紙背書状は、いずれもが建長五年のものと考えてよかろう。さらに、これら書状の充所は承遍と明記されているものはないが、概ね承遍充てであろう。

紙背文書の多くは、本紙のみや、札紙のみで、内容的に完結するものは少なく、その内容の全容を捉えることはできないが、そのなかでも、その文言に「御訪」に関するものがいくつかみられるのが注目される。御訪は扶助的贈与慣行と規定され、それが次第に義務、負担となっていくものである。上京・下向などの際に御訪が行われていることが、他の紙背文書により知られる。その御訪の計会は概ね雑掌が行っているようであるが、事情によっては、なかなか順調には施行されなかったようである。

なお、承遍書写の聖教は第十函に、もう一点ある。それは、「因明大疏私抄」（7号）であるが、その紙背文書については、年紀のあるものを中心に数通釈文を紹介する。嘉禎四年（1238）の大藏氏の諷誦文や弘長三年（1263）のいわゆる二字書出（奈文研年報1984 p38参照）がそれであるが、それ以外にも維摩会豎者の論題に関する書状等に興味がもたれる。なおいわゆる二字書出は、「相違因（第11函5号）」の紙背文書に、仁治二年（1241）八月、九月のものが比較的まとまって残っている。

（綾村 宏）

同日酉刻記之了

三松末葉承遍

(端裏書)

建長五 承道書

(二)「因明大疏私抄」紙背文書(抄)

(第一〇函七号)

(一)堅義者二字書出

伝燈法師位(別筆)
宗賢

弘長三季十一月 日

(四)宣□書狀

嘉靖四年卯月六日大藏氏敬白

(二)幸弘書状(前欠)

御袈裟可申下候、大事
出来候之時二八、每度如□

領掌之上ハ、御充文ヲ可□
不便之事者、左女氏令申候也、福智
殿御助成とハ 錢一貫五百進候也、諸事
期後信候、恐々謹言、

六月廿五日 宣□

付法印御房

(端裏外題)

因明大疏私抄中卷本 承遍

謹上 玄春御房

(五)某書状

東大寺定秀得業當

維摩会堅者候、為一問□

請諷誦事

三宝衆僧御布施一襄

右為滅罪生善除災与樂

增長福壽善願圓滿心中

所求決定成就乃至法界

平等利益、請諷誦如右、

敬白、

恐々謹言、

五月三日 □

(六)某書状礼紙書

逐申

五十講祈願事ハ御沙汰

たにもさ候、まして可存
不候ぬ御筆之義成候成也、
謹言、

(端裏外題)

因明大疏私抄中卷本 承遍

謹上 玄春御房

(三)大藏氏諷誦文

敬白

